

# 身体拘束適正化のための指針

社会福祉法人 林声会

## 第1条（目的）

本指針は、当施設における身体拘束の適正化を図り、利用者の尊厳を擁護するとともに、安全で安心なケアの提供を目的とする。

## 第2条（基本方針）

1. 身体拘束は原則としてこれを禁止する。
2. 利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行わない。
3. 身体拘束を行う場合は、最小限の範囲かつ短時間とする。

## 第3条（身体拘束の定義）

本指針における身体拘束とは、利用者の行動を制限する行為全般を指し、以下を含む。

- ・ベッドや車椅子への固定
- ・ミトン型手袋の使用
- ・居室・トイレ等への閉じ込め
- ・薬剤による行動抑制（過剰な鎮静）

## 第4条（身体拘束実施の要件）

身体拘束は、以下のすべてを満たす場合に限り実施できる。

1. 切迫性：利用者または他者の生命・身体に危険が差し迫っている
2. 非代替性：他に適切な方法がない
3. 一時性：一時的な対応である

## 第5条（身体拘束適正化委員会）

1. 当施設は身体拘束適正化委員会を設置する。
2. 委員の構成
  - ・施設長
  - ・介護支援専門員
  - ・生活相談員
  - ・看護主任

- ・ユニットリーダー（4名）
  - ・その他必要に応じ委員を指名する。
3. 委員会は3カ月に1回以上開催する。
  4. 検討内容は以下とする。
    - ・身体拘束適正化のための指針、マニュアルの見直し
    - ・身体拘束事例の検証
    - ・再発防止策の検討
    - ・職員教育の企画、実施

#### 第6条（職員研修）

1. 身体拘束適正化に関する研修を年2回以上実施する。
2. 新規採用時には必ず研修を実施する。

#### 第7条（記録および報告）

身体拘束を行う場合は、以下を記録する。

- ・実施理由
- ・実施時間および期間
- ・利用者の状況
- ・解除に向けた検討内容

#### 第8条（利用者および家族への説明）

1. 身体拘束を行う場合は、事前または事後速やかに説明する。
2. 可能な限り同意を得る。

#### 第9条（身体拘束の解除）

1. 身体拘束は常に解除を前提とする。
2. 状況を定期的に評価し、早期解除に努める。

#### 第10条（代替手段の検討）

身体拘束を回避するため、以下の代替手段を優先する。

- ・環境整備
- ・見守り体制の強化
- ・福祉用具の活用
- ・個別ケアの充実

## 附則

本指針は、平成30年5月1日より施行する。

令和2年2月1日一部を改正する。

令和8年4月13日一部を改正する。